

令和7年第3回庄原市教育委員会 会議録

- 1 日 時 令和7年3月12日(水) 午後3時25分開会
午後5時26分開会
- 2 場 所 庄原市役所 本庁 5階第3委員会室
- 3 出席委員 教 育 長 牧原 明人
教育委員 横山 和明、立花 有佐、捻金 宏昭、渡部 要
- 4 欠席委員 なし
- 5 出席職員 教育部長 庄川 隆則
教育部教育総務課長 毛利 久子
教育部教育指導課長 高淵 直哉
教育部生涯学習課長 亀山 慎也
教育部教育総務課総務係長 小田 康行
教育部教育指導課学事係長 伊澤 知弥
教育部教育指導課指導係長 小谷 綾子
- 6 傍聴人 なし
- 7 議事日程
- 日程第1 教育長報告
 - 日程第2 個別報告及び協議事項
 - ・令和7年第1回庄原市議会定例会一般質問通告者及び質問事項について
 - 日程第3 報告第1号 令和6年度庄原市一般会計補正予算(第8号)(教育委員会所管分)について
 - 日程第4 議案第6号 令和7年度庄原市教育行政施策の方針の策定について
 - 日程第5 議案第7号 庄原市公立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則等の一部改正について
 - 日程第6 議案第8号 庄原市スクールバス等運行事業実施要綱の一部改正について
 - 日程第7 議案第9号 庄原市公立学校文書管理規定の一部改正について
 - 日程第8 議案第10号 庄原市公立学校通学補助金等交付要綱の一部改正について
 - 日程第9 議案第11号 令和7年度使用特別支援学級用教科用図書の採択について
 - 日程第10 議案第12号 教職員の人事について
 - 日程第11 議案第13号 教育委員会事務局職員の懲戒処分について
 - 議案第14号 教育委員会事務局職員の懲戒処分について
 - 議案第15号 教育委員会事務局職員の懲戒処分について

教育長	<p>— 開会 午後3時25分 —</p> <p>ただ今から令和7年第3回庄原市教育委員会を開会します。</p>
	<p>日程第1 教育長報告</p>
教育長	<p>日程第1、教育長報告からです。本日は2点報告します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・うれしいニュースについて ・少子化がますます進んでいることについて <p>続いて教育部長報告をお願いします。</p>
教育部長	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度の組織機構について ・不適切な事務処理による交付金の不交付について
教育長	<p>続いて、各課からの報告について、お願いします。</p>
教育指導課長	<ul style="list-style-type: none"> ・確かな学力の定着・向上 ・生徒指導 ・外国語教育推進 ・読書活動推進 ・情報教育推進 ・幼保小連携の推進 ・教職員の動向について ・児童・生徒の動向について ・卒業証書授与式について ・令和7年度の広島県公立高等学校入学者選抜について ・全国学力・学習状況調査について
生涯学習課長	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習・社会教育の充実 ・芸術文化の推進 ・スポーツの推進 ・家庭地域の教育力の向上 ・各種行事等
教育総務課総務係長	<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設・設備の充実について ・遠距離通学児童生徒の支援 ・奨学金制度による修学支援 ・高校教育振興事業の支援 ・庄原市立学校適正規模適正配置基本計画に基づく取組の推進 ・主な会議・行事等
	<p>日程第2 個別報告及び協議事項</p>
教育総務課長	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年第1回庄原市議会定例会一般質問通告者及び質問事項について

	<p>日程第3 報告第1号</p>
	<p>令和6年度庄原市一般会計補正予算(第8号)(教育委員会所管分)について</p>
<p>教育長</p>	<p>日程第3、報告第1号、令和6年度庄原市一般会計補正予算(第8号)(教育委員会所管分)について報告します。事務局から説明をお願いします。教育総務課長。</p>
<p>教育総務課長 ※資料 議案集</p>	<p>議案集1ページ、令和6年度庄原市一般会計補正予算(第8号)(教育委員会所管分)について説明します。報告第1号は、報告名「臨時代理の報告について」としています。この報告は、庄原市教育委員会教育長に対する事務委任規則の規定により、教育長が教育委員会を臨時に代理したことについて報告するものです。1.臨時代理の要旨をご覧ください。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、令和7年第1回庄原市議会定例会提出議案である令和6年度庄原市一般会計補正予算(第8号)(教育委員会所管分)について、市長から教育委員会の意見を求められ、同意する必要が生じましたが、議会日程において緊急を要し、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなかったため、臨時に代理したものです。</p> <p>その他、2.市議会提出議案の内容については、議案集3ページ報告第1号別紙をご覧ください。一般会計補正予算(第8号)(教育委員会所管分)です。4ページ、(1)歳入補正については、記載の特定財源について、実績見込みによる増減額を計上するもので、歳入補正合計677万5,000円を減額し、補正後の合計額を1億4,114万9,000円とするものです。5ページ、(2)歳出補正です。こちらも実績見込みにより補正をするものです。補正額が100万円以上の増額、または500万円以上の減額とする事業について説明します。2項小学校費では、1目学校管理費、小学校通学支援事業について、スクールバス等の運行業務委託料または借上料の実績見込みにより916万1,000円を減額し、2目教育振興費、小学校事務局教育振興事業について、会計年度任用職員の報酬、期末手当等の実績見込みによる減額により、793万円を減額し、3目学校整備費、小学校施設整備事業について、学校トイレ洋式化事業に係る実施設計委託料及び東小学校校舎長寿命化改修工事の入札減による実績見込みにより、558万3,000円を減額計上するものです。4項幼稚園費では、1目幼稚園費、私立幼稚園支援事業について、人事院勧告に基づく公定価格の改定による施設型給付費等負担金の増額により258万円を追加計上するものです。5項社会教育費では、8目文化施設管理費、市民会館管理運営事業について、庄原市民会館及び東城文化ホールの指定管理料の精算により255万7,000円を追加計上するものです。6ページをご覧ください。歳出補正合計3,294万8,000円を減額し、補正後の合計額を19億2,761万8,000円とするものです。続いて、(3)継続費については、その履行に数年度を要する事業について、経費の総額及び年割額を定める予算です。東小学校校舎長寿命化改修工事について、事業の進捗状況により年割額を変更するほか、令和7年度において、運動会を別会場で実施</p>

<p>教育長</p>	<p>するためのバス借上料 17 万円を事業費に追加するものです。(4) 債務負担行為については、次年度以降に経費の支出を義務づける予算となります。庄原市高野宿泊研修施設（ふるさと村高暮）の管理に要する経費について、令和7年度から令和11年度までの5年間を期間とし、指定管理に係る協定に定める額を限度として予算を定めるものです。説明は以上です。</p> <p>ただ今の説明について、何か質疑等ありますか。よろしいですか。</p> <p>ただ今の説明のとおり、3月10日に議会において可決されていますので、報告とさせていただきます。</p>
<p>教育長</p> <p>教育総務課長</p> <p>※資料</p> <p>議案集</p>	<p>日程第4 議案第6号</p> <p>令和7年度庄原市教育行政施策の方針の策定について</p> <p>日程第4、議案第6号、令和7年度庄原市教育行政施策の方針の策定について議題とします。事務局から提案をお願いします。教育総務課長。</p> <p>議案第6号、令和7年度庄原市教育行政施策の方針の策定について説明します。議案集7ページをご覧ください。本案は、令和7年度の1年間に本市教育委員会が取り組む施策の基本的な考え方や重点施策を定める庄原市教育行政施策の方針を別冊のとおり策定することについて、関係例規に基づき、教育委員会の承認を求めるものです。</p>
<p>議案第6号別冊</p> <p>教育長</p> <p>教育指導課長</p>	<p>それでは、議案第6号、別冊令和7年度教育行政施策の方針案についてご説明します。この方針案は、令和3年3月策定の第2期庄原市教育振興基本計画に基づき、令和7年度に取り組むべき具体的な施策や事業について、積極的な推進を図るために策定するものです。</p> <p>目次をご覧ください。方針案は、本市教育の基本理念、施策の基本目標及び基本方針、基本的な考え方、分野別の重点施策、学校教育に関する研修会等の予定及び生涯学習関係事業の予定で構成しています。基本的な考え方までは、前回の教育委員会議でお示ししましたが、今回は分野別の重点施策以降を加えた最終案を提案します。説明は、追加した分野別の重点施策以降とさせていただきます、昨年度の方針から変更した部分に赤字で見え消し、また、追加をしますので、この変更箇所を中心に記載順に各担当課から説明をします。</p> <p>教育指導課長。</p> <p>教育指導課の所管する部分について説明をさせていただきます。10ページをご覧ください。重点施策、学校教育についてです。教育指導内容については、現行の学習指導要領に基づいてこれまで記載をしていますので、方向性として大きな変更はありませんが、一部文言等を赤字で修正しています。まず(1) 確かな学力の定着・向上①主体的に学び考える教育の推進の大項目2つ目、小項目1つ目「教科等ごと固有の見方・考え方を働かせた授業づくりの推進」とし、現行の学習指導要領答申に基づいた文言に修正しました。また、大項目4つ目「授業改善」としていた文言を授業改善するというよりも、その授業の中</p>

	<p>身の質を向上させるとのことで「授業」とし、授業そのものを高めていく趣旨で「改善」を削除しました。③外国語教育（活動）の充実ですが、本市では、直接的なコミュニケーションをとることでネイティブな言葉に触れる意味で、これまでも ALT を活用しながらやり取りを小学校の段階から行ってきています。「ALT の効果的な活用」という文言をこれまで記載していませんでしたので、新たに記載しました。11 ページ、②生徒指導の充実は、これまで大項目 2 つ目に不登校について記載していました。昨今、不登校に関わる色々な取り組み、また不登校の児童生徒数の増加など、国の状況や本市の傾向も含めて、12 ページ、(4) ④として新たに項目を立てました。④不登校児童生徒の対応として、大きく 3 つの柱、「支援体制の確立」「関係機関との連携」「未然防止に向けた取り組みの推進」です。13 ページでは、それに基づき、順次番号が 1 つ降りてくることになりました。また、⑦については、現在検討会等を行っていますが、部活動地域はこれまで「地域移行」という言葉で、国も記載していましたが、今年度途中で文言の変更があり、「地域移行」から「地域展開」という言葉に修正がありましたので、国の通知の文言に揃えた形で、「部活動地域展開の推進」という言葉で表現しています。目指していく方向性も、引き続き次年度も検討会を重ねる中で本市の中学校の部活動の在り方、在り様を少し先を見通した中で、持続可能性を求めていく必要があると考えています。引き続きの検討課題です。教育指導課は以上です。</p>
<p>教育長 教育総務課長</p>	<p>続いて、教育総務課長。 14 ページをご覧ください。教育総務課の所管する部分について説明をさせていただきます。(6) 学校教育環境の充実、②就学支援制度の充実、大項目 3 つ目、「奨学金貸付制度の充実」としていましたが、「奨学金貸付制度の実施」としてあります。これは令和 6 年度に奨学金制度について見直しを検討した際、アンケート等を取り、現状維持との結論を持って、取り組むこととしたことから、表記を「実施」に戻しました。教育総務課の説明は以上です。</p>
<p>教育長 生涯学習課長</p>	<p>続いて、生涯学習課長。 生涯学習課の所管する部分について説明をさせていただきます。16 ページ、3. 芸術・文化の推進、(1) ①芸術文化意識の高揚では、2 年に一度開催している、けんみん文化祭については、昨年度に実施しましたので、項目を削除しています。④部活動地域移行についての検討については、先程教育指導課から説明がありましたとおり、名称が「事業展開」に変更したことから、項目は削除していますが、引き続き、連携をとりながら進めていきます。17 ページ、③文化財の継承・啓発です。令和 7 年度は 2 年に 1 度、庄原市民俗芸能大会を開催していますので、項目を設けています。④埋蔵文化財への対応は、大項目 4 つ目、甲山古墳の第 3 次発掘調査を実施することから、項目を設けています。18 ページ、④競技力向上・ジュニアスポーツの推進では、大項目 1 つ目、レベルアップスポーツ教室の充実で、「競泳」の文字を消していますが、こちらは、</p>

<p>教育長</p>	<p>水泳教室として実施していますので、文言の整理を行ったものです。19 ページ、こちらにもスポーツ分野となりますので、同様に④部活地域移行についての検討を削除しています。20 ページ、5. 家庭地域の教育力の向上では、(2) 家庭・地域と一緒に取り組む教育活動、②地域の教育力の向上、小項目 3 つ目、「読書」をキーワードとした家庭教育支援チームの活動支援としていましたが、今までコロナ等もあって、活動があまりできていなかったことから、令和 7 年度以降については、読書以外の分野も含めた形態にチーム編成を変更したいと考えていることから、文言を削除したものです。生涯学習課については以上です。</p> <p>20 ページ以降、研修会等事業の予定はまたご覧頂ければと思います。</p> <p>ただ今の説明については、何か質疑等ありますか。よろしいですか。</p> <p>それでは議案第 6 号について採決を行います。賛成される委員は挙手をお願いします。</p>
<p>教育委員 教育長</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>賛成全員ですので、議案第 6 号は承認されました。</p>
<p>教育長</p>	<p>日程第 5 議案第 7 号</p>
<p>教育長</p>	<p>庄原市公立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則等の一部改正について</p>
<p>教育長</p> <p>教育総務課長</p>	<p>日程第 5、議案第 7 号庄原市公立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則等の一部改正について議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。教育総務課長。</p> <p>議案集 9 ページをお開きください。この規則改正の提案理由は、12 ページに記載しています。令和 7 年 4 月に学校を統合することに伴い、所要の改正を行おうとするもので、3 つの規則に渡るため、一括して条ごとに規則の一部改正を行うものです。新旧対照表で説明しますので、13 ページをお開きください。第 1 条による改正では、庄原市公立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則について、第 27 条 (教材の承認) においては、字句の整理を行っています。また、共同事務室設置校及び関連校を定めた別表について、関連校から峰田小学校及び栗田小学校を削除するとともに、関連校の数の平準化を図るため、総領小学校、総領中学校を東城中学校に移管するものです。第 2 条による改正では、庄原市公立学校の通学区域に関する規則について、小学校の通学区域を定めた別表第 1 において、14 ページ記載のように、峰田小学校、栗田小学校の項を削除し、峰田小学校区域を板橋小学校区域に追加するとともに区域名を整理し、また、栗田小学校の区域を東城小学校に追加するものです。第 3 条による改正では、庄原市学校給食共同調理場設置条例施行規則について、峰田小学校に隣接する峰田学校給食共同調理場を峰田小学校休校後も永末小学校、高小学校の給食調理を実施することとし、継続して設置する必要があるため、その所長を教育総務課長をもって充てることとし、また、共同調理場の対象学校について、峰田調理場については峰田小学校を、東城調理場については栗田小学校</p>

<p>教育長</p> <p>教育委員</p> <p>教育長</p>	<p>をそれぞれ削除するものです。最後に附則として、この規則は令和7年4月1日から施行するとしています。説明は以上です。</p> <p>ただ今の説明について、何か質疑等ありますか。よろしいですか。それでは議案第7号について採決を行います。賛成される委員は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>賛成全員ですので、議案第7号は可決されました。</p>
<p>教育長</p> <p>教育総務課長</p> <p>教育長</p> <p>教育委員</p> <p>教育長</p>	<p>日程第6 議案第8号</p> <p>庄原市スクールバス等運行事業実施要綱の一部改正について</p> <p>日程第6、議案第8号、庄原市スクールバス等運行事業実施要綱の一部改正について議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。教育総務課長。</p> <p>議案集17ページをお開きください。議案第8号、庄原市スクールバス等運行事業実施要綱の一部改正について説明します。この要綱改正は、18ページの提案理由にあるとおり、令和7年4月に学校を統合することに伴い、所要の改正を行おうとするものです。新旧対照表で説明をしますので、19ページをお開きください。スクールバスの運行を行う対象学校、対象者及び対象地域を定めた別表について、1. 庄原地域の表では、峰田小学校の項を削除し、板橋小学校の対象区域に峰田小学校の区域を追加するとともに、区域名を整理し、3. 東城地域の表では、東城小学校の対象区域に栗田小学校の区域を追加するものです。附則として、この規則は令和7年4月1日から施行するものです。説明は以上です。</p> <p>ただ今の説明について、何か質疑等ありますか。それでは議案第8号について採決を行います。賛成される委員は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>賛成全員ですので、議案第8号は可決されました。</p>
<p>教育長</p> <p>教育総務課長</p> <p>教育長</p>	<p>日程第7 議案第9号</p> <p>庄原市公立学校文書管理規定の一部改正について</p> <p>日程第7、議案第9号、庄原市公立学校文書管理規定の一部改正について議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。教育総務課長。</p> <p>議案第9号、庄原市公立学校文書管理規定の一部改正する規程について説明します。本案は、議案集22ページの提案理由にあるとおり、令和7年4月に学校を統合することに伴い、所要の改正を行おうとするものです。新旧対照表で説明しますので、23ページをお開きください。学校ごとの文書記号を定める別表第1について、峰田小学校及び、栗田小学校の項を削除するものです。附則として、この規則は令和7年4月1日から施行するものです。説明は以上です。</p> <p>ただ今の説明について、何か質疑等ありますか。それでは議案第9号について採決を行います。賛成される委員は挙手をお願いします。</p>

<p>教育委員 教育長</p>	<p>(全員挙手) 賛成全員ですので、議案第9号は可決されました。</p>
<p>教育長 教育総務課長</p>	<p>日程第8 議案第10号 庄原市公立学校通学補助金等交付要綱の一部改正について</p> <p>日程第8、議案第10号、庄原市公立学校通学補助金交付要綱の一部改正について議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。教育総務課長。</p> <p>25 ページをお開きください。議案第10号、庄原市公立学校通学補助金等交付要綱の一部改正について説明します。議案集30ページの提案理由に記載のとおり、通学用定期券に関する補助内容及び事務手続きの一部見直しを行うため、所要の改正を行おうとするものです。この改正については、備北交通株式会社を含む広島県内のバス会社が新乗車券システム、MOBIRY DAYSを導入し、これまで定期券として利用していたPASPYが令和7年3月29日で終了することとなりました。これまで通学定期券の補助については、定期券用のPASPYカードを対象児童生徒に交付し、補助金の交付に代えていたことから、PASPY終了後はMOBIRY DAYSのICカードを、通学用定期券として補助対象とするよう検討して参りました。しかし、本年2月1日から、MOBIRY DAYSが金額式定期券として運用が開始されたため、補助対象としないこととしたものです。金額式定期券とは、これまでの定期券のように、乗車区間を定めて購入するのではなく、購入した基準運賃の区間であれば、どの区間でも乗車可能となる定期券です。例えば山内から庄原中学校までを通学区間とした場合、この区間と同じ運賃区間であれば、三次方面にも乗車が可能となり、通学以外でも利用が可能となります。通学補助金は、通学のために必要な運賃のみを補助対象とする制度であることから、MOBIRY DAYSは、補助対象として適当でないと判断をしました。MOBIRY DAYSを補助対象としないことから、備北交通には紙式の定期券を発行していただけないかと、協議してきましたが、備北交通は広電グループの会社で、グループ全体としてPASPY導入時に紙式定期券は廃止したとの基本的な考え方があるので、できないとの回答を得ました。このため、補助金の受領について、その権限を備北交通さんに保護者が委託をして、市教育委員会から運賃相当額を備北交通に払います。そして、通学定期に代わる通学証を市教育委員会が発行して、それを児童生徒が定期券のかわりに使うという仕組みに変えることとしました。また、東城中学校の寄宿舎にいる子供達が、自宅に帰る時、または自宅から通学する最初の日については、別の補助金制度があり、これもPASPYを利用していましたが、PASPYがなくなりますので、回数券対応となります。このため、文言の整理をこのたび行おうとするものです。</p> <p>それでは、31ページの新旧対照表をご覧ください。補助金の種類、対象等を定めた第2条のうち、第4項について、現行では、「バス又は汽車の通学用定期券の交付により補助金の交付に代えることができる」としているところを、「バ</p>

<p>教育長</p>	<p>ス若しくは汽車の通学用定期券、バスの乗車券、又は庄原市立学校児童生徒通学証（以下、「通学用定期券等」という。）の交付により、補助金の交付に変えることができる」と、バスの乗車券と通学証を加えたものです。また、交付申請の手続を定めた第3条では、「バス又は汽車の通学用定期券」としているところを、「通学用定期券等」とし、補助金等の請求を定めた第5条では、第3項「ただし、バス又は汽車の通学用定期券」を「通学用定期券等」に、「校長に通学用定期券」としているところを、「通学用定期券等」に、「保護者に通学用定期券」としているところを、「通学用定期券等」に改正するものです。また、26 ページの様式第1号と様式第4号を改正することとしています。様式第1号をご覧ください。1. バス又は汽車の場合、(3) 庄原市公立学校通学補助金等に係る個人情報使用同意書を追加することとして、通学証や乗車券の交付に必要な情報を備北交通に提供することについて、保護者の同意を求めることとしたものです。なお、この MOBIRY DAYS の仕組みが、バスに搭載している機械が、常時電波で利用情報状況を把握しながら運行するシステムになっており、東城地域については、電波が届かない区間があるため、MOBIRY DAYS の導入ができないこととなっています。このため備北交通は臨時的に対策がとれるまで、紙式の定期券を東城中学校分については発行すると伺っています。</p> <p>ただ今の説明については、何か質疑等ありますか。この議題については、なかなか難しく、ここへ来るまで実は莫大な時間と、備北交通対応、或いは他の市町の状況も聞き取りながら進めてきている状況です。</p> <p>それでは議案第10号について採決を行います。賛成される委員は挙手をお願いします。</p>
<p>教育委員 教育長</p>	<p>(全員挙手) 賛成全員ですので、議案第10号は可決されました。</p>
<p>日程第9 議案第11号</p>	<p>(非公開) 令和7年度使用特別支援学級用教科用図書採択について</p>
<p>日程第10 議案第12号</p>	<p>教職員の人事について (非公開)</p>
<p>日程第11 議案第13号</p>	<p>教育委員会事務局職員の懲戒処分について (非公開)</p>
<p>日程第11 議案第14号</p>	<p>教育委員会事務局職員の懲戒処分について (非公開)</p>
<p>日程第11 議案第15号</p>	<p>教育委員会事務局職員の懲戒処分について (非公開)</p>
<p>教育長</p>	<p>その他 協議事項 それでは、以上をもちまして、令和7年第3回教育委員会を閉会します。</p>

	本日はお疲れさまでした。
--	--------------

	— 閉会 午後 5 時 26 分 —
--	--------------------